

主 文

平成○年○月○日付け掛金月額変更申込書において、審査申立人が掛金月額の減少に同意していたとは認めることができず、勤労者退職金共済機構は、減少前の掛金月額に基づく退職金を審査申立人に対して支給するものとする。

理 由

- 1 申立人は、平成○年○月○日付けで共済契約者から勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）に提出された、掛金月額変更申込書による掛金月額の減少は、申立人の同意なくなされたものであり無効であるとして、本件申立てをしたものである。
- 2 申立人が本件審査申立てに至った経過は、申立人が提出した審査申立書及び機構が提出した弁明書によれば、次のとおりである。
  - (1) 共済契約者は平成○年○月○日に、中小企業退職金共済契約申込書によって、申立人の掛金月額を1万円として、申立人を含む2名の共済契約の申込みを行った。
  - (2) 中小企業退職金共済事業団（当時。現在の機構。）は上記申込みを承諾し、中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号。以下「法」という。）第7条第3項に基づき、退職金共済手帳（以下「手帳」という。）の交付によって、共済契約者に共済契約の成立を通知した。
  - (3) 中小企業退職金共済契約（以下「共済契約」という。）成立後、共済契約者は、申立人に係る共済契約の掛金月額の変更の申込みを、平成○年○月○日付け、平成○年○月○日付け及び平成○年○月○日付けで三度行っており、機構がそれらを受理したことにより申立人の掛金月額はそれぞれ、8千円、1万4千円及び5千円に変更された。また、機構は掛金月額の変更の申込みを受理した後、速やかに、手帳の変更部分（掛金月額が記載されている1枚目の部分）を共済契約者に送付した。
  - (4) 申立人に係る共済契約成立年月から退職年月までの期間に係る掛金納付状況

は次のとおりである。

期間	掛金月額	納付月数
平成○年○月分から平成○年○月分	1万円	○月
平成○年○月分から平成○年○月分	8千円	○月
平成○年○月分から平成○年○月分	1万4千円	○月
平成○年○月分から平成○年○月分	5千円	○月

ア 機構は、共済契約者から平成○年○月○日付けで、申立人が平成○年○月○日に退職する旨の被共済者退職届の提出を受け、同年○月上旬にこれを受理した。

イ 申立人は、共済契約者から手帳の交付を受け、申立人に係る掛金月額が5千円に減額されていることを知った。

ウ 申立人の機構に対する保有個人情報開示請求により、機構は、平成○年○月○日付けで共済契約者から提出された掛金月額変更申込書を、申立人に送付した。

エ 申立人は、平成○年○月○日に当該申込書を受け取り、内容を確認したところ、申立人に係る掛金月額の減少について同意していないにもかかわらず、ゴム印による記名のみで当該掛金月額の減少がなされたことを知り、同年○月○日付けで当審査会に審査申立てを行った。

### 3 申立人の審査申立書等

(略)

### 4 機構の弁明書

(略)

### 5 以上みたところにより本件について審査すると、次のとおりである。

(1) 機構は、法第9条で、被共済者の同意を得たとき又は掛金の納付を継続することが著しく困難であると厚生労働大臣が認めたときを除き、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みを承諾してはならないとされている。

(2) 本件についてみると、申立人は、平成○年○月○日付けの掛金月額の減少の申込みについて同意した事実はないと主張している。この点、掛金月額変更申込書にはゴム印による申立人の記名がなされているのみであり、申立人の減額同意の意思を推認し得る自筆による署名も押印も存在しないことから、当審査会としては、申立人が真正にこれに同意していたと判断することはできない。

(3) 以上のとおり、申立人が掛金月額の減少に同意していたとは判断できないことから、真正に同意がなされていたことを証する他の記録が存在しない本件では、機構は、申立人に減少前の掛金月額を基礎とした退職金を支給しなければならない。

よって主文のとおり裁決する。